

水を語る会

令和2年度 定例総会 議事次第

1. 期 日 令和2年7月18日(土)

2. 議 事

- | | | |
|-------|-------|---------|
| 第1号議案 | 令和元年度 | 事業報告 |
| 第2号議案 | 令和元年度 | 収支決算の認定 |
| 第3号議案 | 令和2年度 | 事業計画(案) |
| 第4号議案 | 令和2年度 | 収支予算(案) |
| 第5号議案 | | 役員の改選 |

第1号議案 令和元年度事業報告（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

1. 会員数 個人会員202名、団体会員8団体、協力会員11名
2. 総会
令和元年度定例総会（令和元年7月20日（土））
特別講演
演題 「飲水思源に思う
～明治維新以降の上下水道の事業哲学を巡って～」
講師 稲場 紀久雄氏（大阪経済大学名誉教授）
3. 会員集会
第33回会員集会（平成31年4月20日（土） 日本水道会館）
講演① 「不断水工法について」
講師 斎藤 喜久夫氏（(株)大成機工常務執行役員）
講演② 「水道用鋼管と水管橋の変遷」
講師 今井 俊雄氏（JFEエンジニアリング(株)アクア事業部長）

第34回会員集会（令和元年11月16日（土） 日本水道会館）
講演① 「日本の水道・過去から未来へ」
講師 杉戸 大作氏（元厚生省水道環境部長）
講演② 「水道電気システムのあゆみー50年の革新ー」
講師 依田 幹雄氏（(株)日立製作所 水・環境ビジネスユニット
社会システム本部 技術主管）

第35回会員集会（令和2年2月8日（土） 日本水道会館）
「今後のコンサルタントの役割について」
講演① 間山 一典氏（(株)日水コン代表取締役社長）
講演② 村上 雅亮氏（(株)NJS代表取締役社長）
講演③ 片石 謹也氏（(株)東京設計事務所代表取締役副社長）
4. 幹事会
講演会開催時に業務分担、事業企画の検討等を協議。（於：日本水道会館）
31年 4月20日（土） 講演会準備、業務分担、事業企画
元年 7月20日（土） 総会開催準備、業務分担他
11月16日（土） 講演会準備、事業企画検討
2年 2月 8日（土） 講演会準備、事業企画検討
（参考）令和2年度はZoomを利用して幹事会を現在まで2回開催した。
2年 5月23日（土） 総会の開催方法、会費の徴収等
7月11日（土） 総会資料確認、講演集編集状況等
5. 会報 水を語る会の会報（第41号～44号）を各集会開催時に発行。
水を語る会の活動概要を報告、話題提供ほか。
6. ホームページ拡充・ウェブサイトの制作管理
ホームページの情報更新、ウェブサイト制作、管理。
本会案内、活動報告、役員、会員リレーエッセイ、他。
7. 出版 10周年を記念して発刊する書籍「水道を語る」の編集制作・発刊

第2号議案 令和元年度収支決算の認定

令和元年度 収支決算書 (平成31年4月1日～令和2年3月31日)

I. 収入の部

科目	予算額 (円) (A)	決算額 (円) (B)	増減 (円)	備考
1. 会費				
個人会員	423,000	312,000	△ 111,000	104名分
団体会員	70,000	40,000	△ 40,000	4団体
2. 集会等参加費				
懇親会費	300,000	289,000	△ 11,000	
試聴資料代	32,000	51,000	19,000	
3. 寄付金等	0	10	10	
4. 雑収入	10	14	4	受取利息等
5. 前年度繰越金	1,676,476	1,676,476	0	
収入合計	2,501,486	2,368,500	△ 132,986	

II. 支出の部

科目	予算額 (円) (A)	決算額 (円) (B)	増減 (円)	備考
1. 総会費	80,000	86,325	6,325	総会における謝礼・旅費、懇親会費等
2. 研究会費	120,000	35,000	△ 85,000	会員集会における謝礼・旅費他
3. 広報費	250,000	121,392	△ 128,608	ウェブサイト、メール管理費
4. 印刷費	70,000	0	△ 70,000	配付資料印刷代等
5. 事務費	10,000	0	△ 10,000	事務用品購入費
6. 会場費	210,000	202,304	△ 7,696	会議室代
6. 通信費	10,000	0	△ 10,000	講演集郵送代等
7. 集会経費	200,000	152,814	△ 47,186	集会懇親経費
8. 交通費	1,000	5,000	4,000	講師依頼等電車賃
支出合計	951,000	602,835	△ 348,165	


I. 収入合計	2,368,500
II. 支出合計	602,835
差引	1,765,665 (翌年度繰越金)


令和元年度水を語る会会計決算監査報告書

1. 令和元年度「水を語る会」の事業は、適切に行われたものと認める。
2. 令和元年度収支会計の関係書類、銀行預金残高等について監査を行った結果、適正に処理されていることを認める。

令和2年 6月 29日

水を語る会

監事 関根伸太郎 

監事 門脇敏明 

第3号議案 令和2年度 事業計画 (案)

令和2年度に予定している総会・会員集会は、新型コロナウイルス感染症への予防対策により、Webによる配信を併用することしました。また、本年度の本国会費は徴収しないことといたしました。

1. 総会

令和2年7月18日(土) 総会議事(メール審議)、特別講演会(中止)

予定していた特別講演は、令和2年10月31日(土)にWebによる配信を計画している。

2. 会員集会

年次総会を含めて3カ月に1回開催する。(4月、7月、11月、2月を予定)

今後は、コロナ禍に関わらず基本的にWebによる配信を併用する。

なお、4月に予定していた講演は、令和3年2月以降に改めて講演いただく予定としている。

3. ホームページの継続管理

現在のホームページを継続管理する。

併せて会員メーリングリストの管理、運用を行う。

4. 会報の作成

会員集会開催の時期に会報を作成、配布し、ホームページにも掲載する。

5. 会員間の情報

リレーエッセイやレポートなど会員からの情報発信を活発にする。

リレーエッセイは、会員等で順次掲載する。

6. 親水道百選

各地の親水道を掘り起こし、地域の水文化をシリーズ化して紹介する。

7. 水と教育について考える

各地の水・水道に関心の深い熱心な先生と水道教育について考える。

各地の小学校や中学校の取り組み、クラブ活動を紹介する。

8. 水道とエネルギーについて考える

水道とエネルギーに関する諸課題と展望について検討する。

9. 地域会員との連携

遠方の会員との連携を深めるため、幹事会に地域担当幹事を置く。

Webによる配信を併用することにより、地域会員との連携を強化する。

10. 出版

水を語る会講演集(第6号)の発刊

本会活動に関連した書籍の編集企画

水を語る会事務局メールアドレス
snake60tomi@gmail.com

第4号議案 令和2年度 収支予算（案）

令和2年度 収支予算書(案) (令和2年4月1日～令和3年3月31日)

I. 収入の部

科 目	本年度予算額 (円) (A)	前年度予算額 (円) (B)	増 減 (円) (A)－(B)	備 考
1. 会 費				
個人会員	0	423,000	△ 423,000	本年度会費は不徴収
団体会員	0	70,000	△ 70,000	
2. 集会等参加費				2月に集会開催を予定し、参加者から当日の資料代を徴収する。 60名×1,000円
懇親会費	0	300,000	△ 300,000	
試聴資料代	60,000	32,000	28,000	
3. 寄付金等	0	0	0	
4. 雑収入	10	10	0	利子他
5. 前年度繰越金	1,765,665	1,676,476	89,189	
収入合計	1,825,675	2,501,486	△ 675,811	

II. 支出の部

科 目	本年度予算額 (円) (A)	前年度予算額 (円) (B)	増 減 (円) (A)－(B)	備 考
1. 総会費	0	80,000	△ 80,000	総会講師謝礼、旅費、懇親経費他
2. 研究会費	40,000	120,000	△ 80,000	会員集会講師謝礼、旅費他
3. 広報費	150,000	250,000	△ 100,000	ウェブサイト維持管理・メールマガジン管理費他
4. 印刷費	150,000	70,000	80,000	講演集印刷代・配付資料印刷代
5. 事務費	10,000	10,000	0	事務用品等購入費
6. 会場費	105,000	210,000	△ 105,000	会場借用代 @52,500×2回
7. 通信費	10,000	10,000	0	講演集・資料等郵送代
8. 集会経費	0	200,000	△ 200,000	会員集会懇親経費 @60,000×3回
9. 交通費	5,000	1,000	4,000	電車賃
支出合計	470,000	951,000	△ 481,000	

第5号議案 役員の改選

水を語る会 役員(案)

会 長	眞 柄 泰 基
副 会 長	飯 嶋 宣 雄
”	森 田 豊 治
”	山 本 惠 美子
顧 問	赤 川 正 和
”	坂 本 弘 道
”	丹 保 憲 仁
幹 事 長	長 岡 裕 記
”	有 猪 股 遼
”	大 澤 裕 志
”	川 久 保 知 一
”	澤 山 順 一
”	永 井 卓 真 (新)
”	中 園 隼 人
”	中 西 正 弘
”	中 村 幸 雄
”	名 取 大 輔
”	馬 場 未 央
”	春 田 満 雄
”	左 室 卓 敦 (新)
”	氷 藤 一 到
”	星 木 野 一 力
”	松 尾 圭 将
”	山 口 岳 夫
”	山 村 尊 房
”	渡 部 英
監 事	関 根 伸 太 郎
”	門 脇 敏 明
事務局長	富 岡 透

水を語る会 会則

(名称および事務所)

第1条 この会は、水を語る会（以下「本会」という）と称し、事務所は東京都内に置く。

(目的)

第2条 本会は、水道はじめ水文化に関する調査研究および情報提供を行い、水道や水環境に対する市民の理解の向上を促し、もって、水道の健全な発展および水環境の向上等に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 前条の目的を達成するため、会員相互の連携を図りインターネット等を通じて水道に関連する情報の収集・発信を行うほか、必要と認める諸活動を行う。

2. これらの活動の成果として、印刷物の発行および研究会、講演会、見学会等を開催する。

(会員)

第4条 本会の会員は、個人会員、団体会員、協力会員の3種とする。

(1) 個人会員は、水道関係および水文化に関心のある個人とする。

(2) 団体会員は、水道関連団体、民間企業等とする。

(3) 協力会員は、小中高等学校教員および学生生徒、報道関係者等とする。

(入会の承認)

第5条 本会に入会しようとする者は、会長に申し込み次の各号に該当する者と会長が認めたとき、その入会を承認する。

1. 本会の趣旨を十分正しく理解し協力が得られること。

2. 本会会員としてふさわしい活動が行えること。

(退会)

第6条 会員が、退会しようとするときは、その旨を会長に申出なければならない。

2. 個人会員および団体会員が2年間会費を支払わないときは、会長審議のうえ退会とみなすことができる。

(総会)

第7条 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるとき、または会員の二分之一以上により会議の目的を示して請求があったときは臨時総会を開催することができる。

(総会付議事項)

第8条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会則を制定、改正すること
- (2) 役員を選任又解任すること
- (3) 事業計画及び予算を承認し、事業報告を承認し決算を認定すること
- (4) 会費を制定、改定すること
- (5) 前各号のほか、運営上の重要事項を決定すること

(会員の表決権等)

第9条 会員の表決権は、個人会員および団体会員が各1票を有するものとする。この表決権の行使を会長に委任することができる。

2. 協力会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

(総会の定足数)

第10条 総会は、個人会員および団体会員の10分の1以上の出席がなければ開会することはできない。前条による委任状の提出者は、出席者とみなす。

(総会の議決)

第11条 総会の議決は、個人会員および団体会員の出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(役員)

第12条 本会は、次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	若干名
顧 問	若干名
幹 事	若干名
監 事	2名

2. 会長は、本会の運営を統括し代表する。

3. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。
4. 会長、副会長および幹事は、幹事会を構成し、総会に付議すべき事項を審議するほか本会の運営事項について決定する。
5. 監事は、本会の決算を監査する。

(役員を選任および任期)

第13条 会長、副会長、顧問、幹事および監事は、会員の中から総会で選任する。

2. 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会費)

第14条 本会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員は、年額 3,000円
 - (2) 団体会員は、年額10,000円
 - (3) 顧問、協会員は、無料
2. 個人会員および団体会員は、前項の会費を本会事務局に納入しなければならない。
 3. 会員以外の者が定例総会、会員集会に参加する場合は、資料代・会場運営費として下記金額を請求する。
 - (1) 定例総会・会員集会への参加につき、1回あたり1,000円

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日に終わる。

付 則

この会則は、平成20年6月7日から施行する。但し、第14条は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

改正後の会則は、平成28年7月30日から施行する。

付 則

改正後の会則は、平成29年7月22日から施行する。

付 則

改正後の会則は、平成30年7月21日から施行する。